

平成十六年内閣府・法務省令第四号

信託兼営金融機関営業保証金規則

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第四条第一項において準用する信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)第十二条第一項の規定に基づき、信託兼営金融機関営業保証金規則を次のように定める。

(申立ての手続)

第一条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十二号)以下「令」という。第六条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、様式第一による申立書に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「法」という)第二条第一項において準用する信託業法第十二条第六項の権利(以下「権利」という)を有することを証する書面を添えて、信託業務を営む金融機関(令第十八条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。)の場合にあつては本店等(令第七条第一項第一号に規定する本店等をいう。第二条及び第十五条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)に、令第十八条第一項に規定する信託業務を営む金融機関の場合にあつては金融庁長官にそれぞれ提出しなければならない。

(申出の手続)

第二条 令第六条第二項に規定する権利の申出をしてようとする者は、様式第二による申出書に権利を有することを証する書面を添えて、金融庁長官又は信託業務を営む金融機関(令第十八条第一項に定める金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関を除く。)の本店等の所在地を管轄する財務局長(以下「金融庁長官等」といいう。)に提出しなければならない。

(仮配当表)

第三条 令第六条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官等は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者(供託者が法第二条第一項において準用する信託業法第十二条第四項の命令により同条第三項の契約に基づき法第二条第一項の認可を受けた金融機関(以下「信託兼営金融機関」という。)のために法第二条第一項において準用する信託業法第十二条第一項の規定による全額の営業保証金の全部を供託している場合にあっては、当該信託兼営金融機関を含む。次条第

二項及び第七条において同じ。)に通知しなければならない。

(意見聴取会)

第四条 令第六条第四項の規定による権利の調査の手続は、金融庁長官等の指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

(第十六条第二項において「申立て」という。)

第十六条第二項の期間内に権利の申出をした者(第十六条第二項において「申立て」という。)は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

(第五条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会に出席を求めることができる。

(第六条 議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、意見の陳述又は証拠の提示等について必要な指示をすることができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するために必要なと認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができ

る。

(第七条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。

(第八条 議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。

一 意見聴取会の事案の表示

二 意見聴取会の期日及び場所

三 議長の職名及び氏名

四 出席した関係人の氏名及び住所

五 その他の出席者の氏名

六 陳述された意見の要旨

七 口述書が提出された場合にあつては、その旨及びその要旨

八 証拠が提示された場合にあつては、その旨及び証拠の標目

九 その他議長が必要と認める事項

(第九条 関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

(配当の実施)

第十一条 信託兼営金融機関に係る営業保証金のうち、法第二条第一項において準用する信託業

法第十二条第三項の契約を当該信託兼営金融機関と締結している者が供託した営業保証金がある場合には、金融庁長官等は、まず当該信託兼営金融機関が供託した営業保証金につき配当を実施しなければならない。

(配当の手続)

第十二条 金融庁長官等は、配当の実施のため、供託規則(昭和三十四年法務省令第二号)第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に供託規則第二十九号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

(法第二条第一項において準用する信託業法第十二条第八項の適用については、令第六条第六項に規定する期間を経過した時に、法第二条第六項において準用する信託業法第十二条第六項の権利の実行があつたものとする。

2 金融庁長官等は、第一項の手続をしたときの権利の実行があつたものとする。

3 金融庁長官等は、第一項の手続をしたときには、様式第三による通知書に、支払委託書の写しを添付して、信託兼営金融機関に送付しなければならない。

(有価証券の換価)

第十二条 金融庁長官等は、令第六条第七項の規定により有価証券(その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債(以下「振替国債」という。)を含む。以下同じ。)を換価するためその還付を受けようとするときは、供託物払渡請求書一通を供託所に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、有価証券を換価したとき(第一項の規定により供託された営業保証金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した者が供託したものが供託したものとみなす。)は、換価代金から換価の費用を控除した額を、当該有価証券に代わる営業保証金として供託しなければならない。

3 前項の規定により供託された営業保証金は、第一項の規定により還付された有価証券を供託した者が供託したものが供託したものとみなす。

4 金融庁長官等は、前三項の手続をしたとき、又は令第七条第一号に掲げる場合に該当及び第三条から前条までの規定に準じて当該者に対し営業保証金の払渡しの手続をとらなければならぬ。

5 金融庁長官等は、前三項の手続をしたとき、又は令第七条第一号に掲げる場合に該当することとなつたと認められるときは、様式第六による承認書を第一項の承認を求めた者に交付しなければならない。

6 金融庁長官等は、第二項の規定により供託された営業保証金の取戻しをしようとする者

が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、前条第五項により交付を受けた承認書をもって足りる。

(営業保証金の保管替え)

第十四条 営業保証金の取戻しをしようとする者が、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、前条第五項により交付を受けた承認書をもって足りる。

(第十五条 金銭のみをもつて営業保証金を供託している者は、当該営業保証金に係る信託兼営金融機関の本店等の所在地について変更があつたためその最寄りの供託所に変更があり、当該営業保証金を供託している供託所に対し、営業保証金の供託の保管替えを請求しようとするときは、

は、遅滞なく金融庁長官等にその旨を届け出なければならない。

2 金融庁長官等は、前項の届出があつたときは、その旨を書面で前項に規定する者に通知しなければならない。

(営業保証金の取戻し)

第十三条 信託兼営金融機関若しくはその承継人又は当該信託兼営金融機関のために営業保証金を供託した者が、令第七条の規定により金融庁長官等の承認を受けようとするときは、その事

由及び取戻しをしようとする供託金の額又は取戻しをしようとする供託有価証券の名称、枚数、総額面等(振替国債については、銘柄、金額等)を記載した様式第四の承認申請書を金融

庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の承認申請書の提出があつた場合(令第七条第一項第一号に掲げる場合に該当することとなつたときに前項の承認申請書の提出があつた場合を除く。)には、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める期間を下らない一定の期間内に権利の申出をするべきことを証明する書類を添付しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の承認申請書の提出があつた場合(令第七条第一項第一号に掲げる場合を除く。)には、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める期間内に権利の申出をするべきことを証明する書類を添付しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の承認申請書の提出があつた場合(令第七条第一項第一号に掲げる場合を除く。)には、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める期間内に権利の申出をするべきことを証明する書類を添付しなければならない。

(日本語書類用A4)

年月日

金融庁長官(財務大臣)局長(税)

(被従事者名)一

申請者(住所)

電話番号()一

氏名

又は姓

氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

契約開設金取扱業者申請書

下記のとおり、契約開設金取扱業者の従事者に関する法律施行規則第7条の規定により、契約開設金取扱業者より承認を受けています。

記

1 既接続の事項

2 既接続してしまったうどる開設物の内容

3 他の開設物

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

契約開設金取扱業者の従事者						
開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

4 その他参考となる事項

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

5 その他参考となる事項

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

(日本語書類用A4)

年月日

金融庁長官(財務大臣)局長(税)

(被従事者名)一

申請者(住所)

電話番号()一

氏名

又は姓

氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

契約開設金取扱業者申請書

下記のとおり、既接続金取扱業者の従事者に関する法律施行規則第7条の規定により、種別印の申出をしてます。

記

1 既接続の本件及び住所

2 既接続

3 既接続者の原因となる事実

4 その他参考となる事項

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

上記のとおり承認します。

年月日

金融庁長官(財務大臣)局長(税)

住所

記

(日本語書類用A4)

年月日

金融庁長官(財務大臣)局長(税)

(被従事者名)一

申請者(住所)

電話番号()一

氏名

又は姓

氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

契約開設金取扱業者申請書

下記のとおり、既接続金取扱業者の従事者に関する法律施行規則第7条の規定により、種別印の申出をしてます。

記

1 既接続の本件及び住所

2 既接続

3 既接続者の原因となる事実

4 その他参考となる事項

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円

開設者名	開設番号	会員登録料	新規登録料	既存登録料	年会費	年間手数料
		円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円
		円	円</			

